

特248

220



0009079-000

特248-220

町村吏員恩給組合の財政計劃

北海道自治協会

昭和12

AB1

特248
220

町村吏員恩給組合の財政計劃

目 次

町村吏員恩給組合に就て

北海道廳地方課長

村田八千穂

序	説
第一	町村吏員恩給組合財政計劃の基礎
第二	恩給支給規定
第三	基礎資料
第四	給料と恩給との比率
第五	恩給期待権の引繼
第六	結語

附 錄 二

恩給組合財政計劃書

財政計劃計算説明

四一

三七

三四

二七

一七



町村吏員恩給組合に就て

北海道地方課長 村田八千穂

近來、町村事務の重要性に關して一般の認識が深められて來たことに伴ひ、町村吏員の素質の向上及待遇の改善の必要が高調せられるに至つた。誠に町村事務は近年其の固有事務及國よりの委任事務を通じ益々繁劇複雜を加へ、之が事務を執掌する町村吏員の職責は愈々重大を加へて來たのである。従つて其の素質の向上を圖ることは當に地方の振否の分るゝところであり、延いては國家の隆替にかゝる問題である。而して町村吏員の素質の向上、能率の増進を圖るには、先づ以て其の待遇を改善しなければならぬことは、現状を些かなりとも知悉して居る者の齊しく肯定するところであらう。茲に於て町村吏員の待遇改善が數年來喧しく叫ばれて居るのである。

併し乍ら是が對策として全國的に具體化せられて來たのは、殆ど吏員互助會の問題に過ぎぬのであつて、尙一段の努力を要するところである。吏員互助會は昭和二年二月埼玉縣に於て設置せられたのに始まつて、今や三十八府縣に及び、その内、市吏員をも含むもの十二、その殆ど全部が社團法人組織を探つて居るが、内容は總て吏員の掛金、市町村補給金及府縣補助金を以て、組合員たる吏員の退職慰勞その他弔慰に充てる所謂共濟制度である。

二

謹つて本道に於ても數年來吏員互助會の問題が唱へられて居る、然も未だ實現を見なかつたのは、一に本道に於ては

一

府縣に於けるが如き共済制度に満足せず、各町村に於ける吏員恩給制度を統一合理化せる機關を設置せんとする爲に因るのであつた。由來、本道町村には夫々吏員恩給條例を定めて居るが、其の規定區々で厚薄あり、且二級町村の如き本道獨特の制度の下に在つて官命に依り轉任せしめられる吏員は恩典に浴すること薄く、又時には町村財政の負擔を思ふに急にして長年勤続の吏員を退隸料を受くる権利の發生する前に退職せしむるが如きことも往々耳にするのである。茲に於いて本道町村吏員の恩給事務を處理する一の機關を設置し、町村及吏員の納金を基にして本道町村在職期間を通算し恩給を給與せんとする要求が、數年來叫ばれるに至つたのである。

此の情勢に鑑み、本道町村長會は先年來右に就いて諸種の調査を重ね、案を練り、之が目的の爲に町村組合を設置することゝし、道廳當局に之が助成を求めて居たのであるが、これに對し昨年、道廳は公有林交付金を増額し、以て各町村が右組合に加入し納付金を支出する爲に生ずべき財政上の負擔を輕減することゝし、積極的に右組合の設置に援助の意を表明して道會の賛成を得た。而して既に全道町村の殆ど全部は組合に參加する旨を議決し、申請書を當局に提出してゐるのであつて、之が設立を完了し事務を開始するに至る迄は、尙幾多の複雑な問題を處理しなければならぬ次第であるが、是非とも之等の支障を克服し圓滑に事務を開始するに至ることを切望する者は、獨り筆者のみでないと信じる。

三

先づ本組合の機構に關して、現在得たる成案を次に紹介する。

組 織	町村制に基く町村組合
名 称	北海道町村恩給組合
事 業	左に掲ぐる吏員恩給の給付

一 退 隸 料

- (一) 在職十七年以上に及び退職したる吏員に對して退隸料を支給す。給付額は在職十七年以上十八年未滿なるときは給付年額の百五十分の五十、以下在職年數一年を増す毎に百五十分の一を加算したるに相當する金額とす。在職四十年を超える者に付ては四十年として計算す。給付開始は四十七歳迄停止す。
- (二) 在職十七年未滿にて職務の爲不具、癡疾と爲り退職したる吏員に對して給料年額の百五十分の五十に相當する退隸料を支給す。

二 退職給與金

在職三年以上十七年未滿にて退職したる吏員に對して給料月額に相當する金額に在職年數を乗じたる退職給與金を支給す。

三 遺族扶助料

- (一) 退隸料を受くべき者又は受くる者死亡したるときは其の遺族に對し退隸料年額の十分の五に相當する遺族扶助料を支給す。
- (二) 在職十七年未滿にて職務の爲、死亡したる吏員の遺族に對して給料年額の百五十分の二十五に相當する遺族扶助料を支給す。

四 一時扶助料

在職十七年未滿にて在職中死亡したる吏員の遺族に對して一時扶助料を支給す。支給額は退職給與金に相當する額とす。

五 恩給計算方法

- (一) 組合加入町村に於ける在職年數は通算す。
- (二) 再就職の場合退職期間一月以上に達する時は前の在職期間に對して恩給を計算し後の在職期間と通算せ

す。

(三) 恩給計算の基礎とする給料は退職前三年乃至五年程度の平均とす。

(四) 遺族の意義其の他に付ては官吏の恩給規定に依る。

財源 吏員給料の百分の十一・五に相當する納付金（其の内譯は給料の百分の二に相當する吏員納金、百分の八に相當する町村納付金、百分の一・五に相當する公有林特別交付金を財源とする納付金）及引繼金其の他とす。

抑々町村恩給組合の設立に對し先づ第一に危惧せられ、從つて又慎重考究を要する問題が二つあると思ふ。その一は財源の問題で、その二は組合と各町村との聯絡の問題である。元來本組合が最少の經費を以て最大の能率を發揮するか否かは取りも直さず組合加入町村の利害にかかること云ふ迄もないのであつて、組合と各加入町村とは常に緊密な聯絡を保たねばならぬ。此の點に付て豫め慎重なる考究を要することが甚だ多いのであるが、此の問題に付ては他日を期し、本稿に於ては以下組合の財政問題に關し筆者の調査の概略を報告することに止め様と思ふ。

恩給は官公吏を問はず年歲膨張の趨勢にあることは云ふ迄もない。從つて吏員恩給の支給を目的とする組合の設立に就いて其の財政的根據に對し危惧せらることも一應尤もなことである。併しながら恩給の増加を仔細に検討するに、この現象は畢竟するに恩給を受くべき官公吏の增加に基くものであつて、元來、大量觀察に於て一團の吏員に對する恩給額は之等吏員に對し支給せられる給料に對して一定の比率を有するのである。從つて此の町村恩給組合も給料支給の際此の比率に相當する額を町村より組合に納付積立てるときは、此の積立金を以て恩給の支給を經理することを得る譯である。併も此の方法に依るときは、(一)各町村の負擔は毎年略一定經常化し、(二)恩給支出の町村に於ける分擔に就いて觀るも最も公平にして且簡略な方法である。

給料と恩給の比率は吏員の種類に依つて異なることは云ふ迄もないのであつて、畢竟するに吏員の脱退残存率及昇給率の如何に依るのであるが、尙此の外金利を如何に見込むかと云ふとの併せて三つが重大な要素を爲してゐるのである。

將來木道町村吏員の恩給が、給料に對し如何なる比率を持つかといふ點に就いて、筆者の調査したる結果は附録、「町村恩給組合財政計畫の基礎」に於て詳述してあるが、以下その概略を摘記する。

五

給料と恩給との比率を計算するに就いて、三つの基礎資料を必要とすることを前に述べておいた。

第一の吏員の脱退残存率に就いては、過去二十年の實績を調べた結果を二十年平均、最近五年間平均に區分して見たところ、就職後五年間は一年間の脱退率一割五分前後、以後は一割前後になつてゐる。此の結果に基いて將來の吏員に對して、就職後六年間は一年間の脱退率一割二分乃至一割、以後十八年間は一割乃至八分前後、それより次第に脱退率を増し就職後三十年間に全部脱退するものとしたる表を作成し、之を基本にして計算することにした。

第二の吏員の昇給率に就いては、大正十四年の俸給令改正後の實績を調べたところ、一年間の昇給率に當初給料の四分前後であるので、將來の吏員の昇給率を一年間に當初給料の四分と見込むことにした。

第三の將來の金利に就いては、現在の金利狀況に鑑み年四分として、一切の計算を爲すこととした。

一時金の計算に就いては特に述べる要もないが、年金に關しては更に一應の説明を附け加へることにする。年金を如何に見込むかは極めて困難な問題であるが、退隱料に就いては在職十七年以上十八年未満の者の恩給受給開始年齢を平均して五十一歳と假定し(退隱料に就いて停止年齢を豫定したことを参考せられたい)、以下在職年數一年を増す毎に年齢を半歳宛加へて計算し、遺族扶助料に就いては、在職十七年以上十八年未満の者の受給開始年齢五十一歳として其の死亡後遺族の扶助料を受くる期間を十年、以下在職期間一年を増す毎に脱退者の年齢を半歳加へ、其の死亡後遺族の扶

助料を受くる期間を四分の一年宛短縮するものと假定した。而して計算の材料は總て内閣統計局發表の第五回生命表に據つたのである。

六

以上の様な方法で計算した結果は、恩給額の給料額に對する比率は一割一分五毛餘である。尙此の外、脱退残存表を五、六種類作り、或は年金の計算に就いても上述と少しく異なる見込方をして試算をしたが、いづれも矢張り先づ一割一分二三厘であつた。翻つて現在組合設立の申請をしてゐる内容を見るに、組合の財源として吏員より給料の百分の二、町村より百分の八及百分の一、五に相當する公有林交付金の増額せられたる分、即ち特別交付金に相當する額を組合に納付することになつてゐるから、恩給支給規定を大體前記の通りに定むるなれば、引繼者を考慮せざる時は、組合の財政は尙幾分の餘裕がある譯となるのである。

併し乍ら現在町村吏員の恩給年限を全然引繼ぐことなしに組合を設立することは、現在吏員の組合設立に依る恩典は餘りに薄いことに爲る。そこで今試みに現在吏員中既に退隠料受給年限に達してゐる者に就いては、全然組合に引繼がざるか又は當該町村に於て引繼の時の現在に於て其の恩給権を與へ（其の町村退職の時又は町村吏員ならざるに至る迄停止して）組合には新就職と同じ立場で加入するものとし、其の他の吏員に就き現に勤務する町村に於て引續き勤務する年數のみを引繼ぐものとして計算するに、引繼に要する金額約百十一萬圓である。然るに引繼金として引繼の時の現在を以て是等の吏員に就き各町村に於て其の條例に依り精算せらるべき退職給與金を組合に支出するものとして其の額を調べて見るに、約五十七萬圓で、従つてこゝに約五十四萬圓の不足を生ずることとなる。右計算は在職年數一年經過毎に残存者に就き將來に於ける恩給と給料の一割一分五厘に相當する納付金とを比較し、納付金の不足額を現在給料額にて除し、以て引繼に要する金額の現在給料に對する率とし、本年四月一日現在にて組合を設立するものと假定して計算した結果である。前述せる通り引繼者を考慮せざる場合は組合財政に幾分の餘裕ありとは云ひながら、その餘裕金を

以てしても此の約五十四萬圓の不足金は到底之を補ふことを得ない。これを如何にするか、以下之が解決に就いての私見と、併せて其の計算上の根據とを概略述べ様と思ふ。

七

將來の吏員は就職の初めより吏員納付金を負擔しなければならぬのであるから、引繼者に於ては引繼年の多いのに應じ年金の支給率を引下げられることを我慢して貰ふことにする。其の程度は引繼年數四年の者に就いては退隠料は在職十七年に對し給料年額の百五十分の四十九、以下引繼年數一年を加ふる毎に百五十分の一を減じ、在職年數十七年以上一年を加ふる毎に百五十分の一を加算することにして、引繼に要する金額を計算して見るに、現在吏員中退職給與金を受くべき資格ある者のみに就き、退職給與金を引繼金とし（在職一年に對し引繼の時現在の給料一月分以上支出する町村の分は一月として計算）引繼金を引繼の時現在の給料一月分を以て除したる數の端數を切捨て引繼年數として、引繼に要する金額約七十九萬九千圓となり、是に對する引繼金五十七萬一千餘圓、差引き不足金二十二萬六千餘圓であつて、此の程度の不足金なければ引繼者以外より生ずべき餘裕を以て經理可能で、組合は辛じて財政計畫を立てることができる。（此の根據は附錄参照）

これを若し引繼者に對する退隠料の引下げを三年引繼の者よりとなし、前述の方法より更に給料年額の百五十分の一宛下げる時は、組合の財政は一層安全であるが、茲では一應前述の計算を基にして以下引繼關係に就き更に附言することとする。

八

元來、本組合設立の目的は、將來に於ける町村吏員の恩給制度を統制し、町村の財政的負擔を保險することに存するのであつて、現在の吏員より觀る時は一般的には地位の保障を得、且本道町村内を轉々するも通算せられる利益ある

も、個人個人よりすれば得失の意に副はぬものあることは、現在町村により厚薄ある待遇を統一せんとする以上已むを得ないのである。此の點は大局的に觀察して、一に小乘を捨て大衆につくの雅量を、町村も町村吏員も共に之を持つて貰はなければならないと思ふ。

此の意味にて、本組合設立と同時に現に退職料を受くべき権利を有せぬ町村吏員は原則として加入して貰はねばならぬのであるが、唯、現在吏員にして現在町村に於て退職料支給年限の三分の二程度以上在職して居る者に就いては、利害のかゝる所歎からざるものがあると思ふので、本人及町村の希望に依り組合に引繼がす、從來通り其の町村に於いて恩給を受くることを認めることが、總てが圓滑に行くのではないかと思ふ。

次に二級町村吏員の如く官命に依り町村を轉々として居た吏員は、現在の町村に在職する年限短く、前述の引繼に依る恩典に浴することが薄い。勿論是等の吏員の前に勤務せる町村に於ける在職年數に就いては、既に清算せられてゐるのであつて、是に關し現に何等の権利をも持つて居ないのであるが、其の轉任の事情を斟酌し、次の如き方法を探ることであつて、是に關し現に何等の権利をも持つて居ないのであるが、其の轉任の事情を斟酌し、次の如き方法を探ることとも一案と考へるのである。即ち是等吏員に就いては前に勤務の町村に於ける在職年數をも引繼ぐことを認め（前町村と現町村との勤務關係の間に中斷なきことを要する）、其の爲に引繼に要する金額の全額を納付せしめることが、現町村との勤務關係の間に中斷なきことを要するのである。此の場合要引繼金の内、現在勤務の町村より支出する退職給與金相當額の外は當該吏員が個人にて負擔しなければならぬことは云ふ迄もない。

又、現在勤務町村に曾て在職したことがあつて、退職給與金としては復職後のみしか認められぬが退職料としては前の在職年數も通算せられることになつて居る吏員がある。是等の吏員に就いても亦前に述べた轉任吏員と同様に取扱ふこととするのが適當と思ふ。將來、組合に於いては既に退職給與金を以て清算せられた勤務年數及三年未満の勤務年數は再就職した場合に退職料年限に加へないことになる筈である。

退職給與金在職一年に就き給料一月分未満の町村の吏員に就いても亦問題がある。即ち是等吏員は退職給與金相當額を現在の給料一月分にて除したる場合の商、即ち引繼年數が、現に勤續する年數より甚だしく小となる。是等の吏員に

就いても亦引繼の時の退職給與金相當額を計算する基本年數を引繼ぐこととしてよいが、此の場合の引繼金に就いても前述の處に準すべきものだと思ふ。元來、是等の吏員は退職給與金に就いては組合加入に依り利する處が大なのであるから、相當の負擔をしてよい譯であるが他方、退職料に就いては年限は延長せられ、支給率に於て概ね増加せられるので大體得失は一概には云へない。引繼關係に於て、特に退職料年限の三分の二を超えてゐる者に就いては出来るだけ町村が個人の希望に依り善處せられんことを切望する。

個人負擔となる引繼金に就いては、之を支出すると否は當該個人の自由に委すべきは勿論で、之を支出せざる時は引繼年數が其れに應じ短くなるのは組合財政上已むを得ない。若し之等を組合にて負担するものとせば更に納付金の率を引上げるか、又は組合の恩給の支給率を下げなければならぬので、要するに組合財政と相對的の關係にあるのである。

九

以上引繼關係に就いて述べたところを締めると次の如くなる。

- 一 組合設立前に確定した吏員恩給支給事務は引繼せず。
- 二 組合設立前後に勤務する町村に於て退職料を受くべき年限に達した者に付ては當該町村に於て之に對する義務を負擔し組合は引繼せず。
- 三 組合設立の際現に在職する前項以外の者に付ての引繼は次の諸項に依る。
 - (一) 組合加入町村は引繼吏員に對する退職給與金相當額を組合に納付すること。
 - (二) 引繼年數は前項の引繼金を引繼の時現在の給料月額を以て除したる數の端數を切捨てたるものとすること。
 - (三) 引繼吏員の退職料は引繼年數四年の者に付ては退職料計算の基礎となる給料年額の百五十分の一を減じ以下引繼年數一年を加ふる毎に更に百五十分の一宛減すること。

遺族扶助料も亦右に準ずること。

(四) 現に勤務する町村に於て退職料支給年限の三分の二を超える者に付ては本人及町村の希望に依り組合に引繼がされることを得ること。

(五) 町村吏員として勤務關係に中斷なき場合、通算十六年を限度として前に勤務せる町村に於ける在職年數を引繼ぐことを認むるも、此の場合に於ては別に定むる要引繼金を納付すること。退職給與金在職一年に付、給料一月分未満の町村吏員に付て前記要引繼金を納付するときは退職給與金計算の基本年數を引繼ぐこと。現に勤務する町村に曾て在職し、退職料關係にては通算せらるるも退職給與金にては通算せられざる者に付ても亦右に準ずること。

尚、引繼に要する金額は左の率に依り計算したる額である。

引 繼 年 數	
1.000	1
2.462	2
4.216	3
5.620	4
7.060	5
8.520	6
10.006	7
11.521	8
13.067	9
14.633	10
16.219	11
17.831	12
19.486	13
21.178	14
22.860	15
24.548	16

附 錄 一

町村吏員恩給組合財政計劃の基礎

町村吏員恩給組合財政計劃の基礎

第一序説

町村吏員恩給組合は其の財源を主として吏員給料に對し一定の比率を持つ納付金に求めるとするものなるを以て、本組合の財政計劃は此の比率に基盤を置くものと云ふべし。而して此の比率は將來に於ける吏員の受くる給料と恩給との比率に付て一定の豫想を樹て、之に基き決定せらるべきものとす。然し乍ら之が豫想を直に全町村吏員に付て爲すは固より容易のこと非ず。故に先づ或時期に就職したる一團の吏員を假定し、此の者に付て將來の給料及恩給の總額を計算して其の比率を調べ、以て全般を律し以て恩給組合財政計劃の基礎とす。

第二 恩給支給規定

本計算に於て採用せんとする恩給支給規定は大略次の如きものとす。

- 一 吏員在職三年以上十七年未満にして退職したる者（死亡したるときは其の遺族）には退職前の給料月額に在職年數（端數切捨）を乗じたる額に相當する一時金を支給すること。
- 二 吏員在職十七年以上十八年未満にして退職したる者には退職前の給料年額の百五十分の五十、十七年以上一年を増す毎に百五十分の一を加算したる額に相當する年金を支給すること。但し満四十七歳に達せざる者に對しては四十七歳に達する迄停止すること。
- 三 年金を受くべき吏員又は受くる退職者死亡したるときは其の遺族に本人の半額に相當する年金を支給すること。

- 四 退職前一年以内に昇給ありたるときは退職前の給料とは其の昇給前の給料とすること。
 五年金は年四期に分ち後拂とすること。

第三 基礎資料

將來に亘る吏員給料及恩給の計算に當り其の基礎として必要な資料は吏員の脱退残存率及給料指數並に豫定金利とす。

一 脱退残存率

吏員の將來に於ける脱退残存の率を如何に見込むかは最も重要な問題とす。本問題に付過去二十年に亘り先づ一年間に於ける就職者の翌年始に於ける残存率及更に一年経過毎の残存率の平均を調査したる結果は次の如し。

經 過 年 數	一年間 残存率 (其の二)
1	0.90665
2	0.78919
3	0.82042
4	0.84840
5	0.85562
6	0.88418
7	0.91168
8	0.89814
9	0.88972
10	0.91712
11	0.91846
12	0.92610
13	0.86086
14	0.90756
15	0.88953
16	0.91566
17	0.90419
18	0.87000
19	0.92308
20	0.96970

註 其の一は二十年間の全資料、其の二は最近五年間のみの資料に依りたるものとす
 一年間の就職者の就職時期は平均して其の年の始より半年後と看做すことを得るを以て、右の結果は就職後半年間及半年後一年経過毎の脱退率と看ることを得。従つて右の結果に基き、當初就職人員を一、〇〇〇として半年後及半年後

一年経過毎の残存人員を計算するとき次の如し。

經 過 年 數	残 存 人 員 (其の二)	同 (其の二)右	殘 存 人 員 (其の二)表	經 過 年 數
0	1,000	1,000	1,000	0
0.5	907	954	887	1
1.5	716	819	759	2
2.5	587	698	655	3
3.5	498	612	574	4
4.5	426	536	504	5
5.5	377	471	455	6
6.5	343	438	418	7
7.5	308	397	374	8
8.5	274	351	334	9
9.5	252	317	303	10
10.5	231	289	278	11
11.5	214	267	249	12
12.5	184	230	219	13
13.5	167	207	196	14
14.5	148	184	176	15
15.5	136	168	160	16
16.5	123	152	148	17
17.5	107	132	127	18
18.5	93	122	120	19
19.5	95	118		

註 其の一、其の二の區別は前表の註に同じ

就職後一年経過毎の残存人員を半年後及半年後一年経過毎の残存人員の平均と看做し計算するときは次の表を得。

一年間 残存率 (其の二)	同 (其の二)右	一年間 残存率 (其の二)	同 (其の二)右	一年間 残存率 (其の二)
0.812	0.887	0.803	0.856	0.833
0.803	0.856	0.833	0.863	0.851
0.833	0.863	0.851	0.876	0.870
0.851	0.876	0.870	0.878	0.896
0.870	0.878	0.896	0.903	0.906
0.896	0.903	0.906	0.919	0.904
0.906	0.919	0.904	0.907	0.920
0.904	0.907	0.920	0.917	0.921
0.920	0.917	0.921	0.895	0.892
0.892	0.895	0.892	0.880	0.884
0.884	0.880	0.884	0.895	0.900
0.900	0.895	0.900	0.898	0.900
0.900	0.898	0.900	0.909	0.915
0.915	0.909	0.915	0.925	0.885
0.885	0.925	0.885	0.858	0.897
0.897	0.858	0.897	0.945	0.942
0.942	0.945			

註 其の一、其の二の區別は前表に同じ

右の結果を補整して就職者が三十五年間に全部脱退するものとしたる次の如き表を採用せんとす。

右の結果を補整して就職者が三十五年間に全部脱退するものとしたる次の如き表を採用せんとす。

經過年数	残存人員	一年間脱落人員	一年間殘存率
0	1,000	100	0.900
1	900	100	0.889
2	800	88	0.890
3	712	78	0.892
4	634	68	0.893
5	566	57	0.899
6	509	49	0.904
7	460	43	0.907
8	417	38	0.909
9	379	33	0.913
10	346	29	0.916
11	317	26	0.918
12	291	24	0.918
13	267	22	0.922
14	245	19	0.922
15	226	17	0.925
16	209	15	0.928
17	194	14	0.928
18	180	13	0.928
19	167	13	0.922
20	154	12	0.922
21	142	12	0.915
22	130	11	0.915
23	119	11	0.908
24	108	11	0.898
25	97	10	0.897
26	87	10	0.885
27	77	10	0.870
28	67	10	0.851
29	57	10	0.825
30	47	10	0.787
31	37	10	0.730
32	27	10	0.630
33	17	9	0.471
34	8	8	0.000

二 給料指數

給料指數即ち昇給率の過去の實績の調査は大正十四年の俸給令の改正後の十四年間に付て行ひたり。先づ一年間の就職者に付て其の翌年始に於ける給料及以後一年経過毎の給料の當初給料に對する比率を算定、之を脱落率調査のとき述べたると同様の理由に由り平均して各半年後及以後一年経過毎の給料の當初給料に對する率と看做し、各々に付一年間の平均を算出したる結果は次の如くにして、大體に於て一年間の昇給率は當初給料の〇・〇四内外、平均して〇・〇四〇三なるを以て之を〇・〇四として採用することにしたり。

三 豊定金利

経過年数	當初給料に對する昇給率	一年平均昇給率	年均
0.5	0.0177	0.0354	
1.5	0.0546	0.0364	
2.5	0.1025	0.0410	
3.5	0.1449	0.0414	
4.5	0.1631	0.0362	
5.5	0.2340	0.0425	
6.5	0.2868	0.0441	
7.5	0.3333	0.0444	
8.5	0.2802	0.0330	
9.5	0.4222	0.0444	
10.5	0.4441	0.0423	
11.5	0.4951	0.0431	
12.5	0.5541	0.0443	
13.5	0.4904	0.0363	
年均		0.0403	

第四 給料と恩給との比率

給料と恩給との比率を算定するに當りては、先づ第一に給料及恩給を夫々現價に換算することを要す。

一 給料現價の計算

給料と一定の比率を持つ組合納付金は年四回後拂とする見込なるを以て、給料も年四回後拂なるものと假定し、別表に示すが如く當初の給料年額を一、〇〇〇、〇〇〇として毎年毎に給料現價を算出、之を總計するときは八、七五一、九四三なり。(各年毎の給料現價の算出方法に付ては後述)

二 恩給現價の計算

恩給現價の計算に付ては計算の便宜上先づ一年毎の脱落人員の現價を求め、之に在職年數別恩給一人當を乗ずることにしたり。其の結果は當初給料年額を一、〇〇〇、〇〇〇として一時金二九一、九二二、年金六七五、四八〇計九六七、三九二なり。以下其の計算方法の大要を説明すれば

- (一) 脱退人員現價の計算(後述)
- (二) 一時金一人當の計算

脱退者の各在職年數別の一時金支給率(給料に對する率)を其の脱退の年の前年の給料指數に乗することに依り算出

- (三) 年金一人當の計算

年金一人當は退隠料一人當年額を脱退者の各在職年數別に求め之に退隠料及遺族扶助料總額の退隠料年額に對する

率を乗ることに依り算出す。退職料一人當年額は退職料支給率(給料に對する率)を各脱退の年より二年前の給料指數に乘じたるが、二年前の給料指數を基準としたは退職料を支給せらるゝ者は通例二年毎位に昇給するを例とし、從つて脱退の前より、一年以内の昇給を認めざるときは二年前位の給料が基準となるものと推定したるなり。

退職料及遺族扶助料總額の退職料年額に對する率の算出は極めて困難なる問題なるが、比較的精確性を失はざる範圍に於て計算を容易ならしむる目的を以て、先づ退職料に付ては在職十七年以上十八年未滿の脱退者に於ける現價は平均して満五十一歳の男子の終身年金現價(年四回後拂)に等しきものと看做すことにして計算する。次に遺族扶助料に付ては在職十七年以上十八年未滿の脱退者の平均年齢を五十一歳として遺族の扶助料支給期間は四年、以下在職年數一年を加ふる毎に脱退者の年齢は半歳加算、遺族扶助料支給期間は四年の一年宛短縮するものと看做し先づ遺族扶助料を扶助料支給事故發生の時に於ける現價(年四回後拂)に換算の上之に脱退者の死亡時拂金現價率を乗じ遺族扶助料の脱退時に於ける現價を算出したり。

三 給料と恩給との比率

右の如くにして給料及恩給の現價を計算の上恩給の給料に對する比率を見るに○・一一〇五三(内一時金の比率○・○三三五年金の比率○・○七一八)にして引繼者を考慮せざるときは恩給組合の財政は吏員給料の○・一一一に當る納付金を年四期に分ちて納付せしむるを以て足る計算となる。

給料現價及脱退人員現價

経過年数	脱退人員現價	給料現價	給料指數	脱退人員 (各一年間)	残存人員 (各年首)	経過年数	1,00	1,04	1,08	1,12	1,16	1,20	1,24	1,28	1,32	1,36	1,40	1,44	1,48	1,52	1,56	1,60	1,64	1,68	1,72	1,76	1,80	1,84	1,88	1,92	1,96
							931,280	833,710	740,373	657,199	583,428	519,719	465,358	417,900	376,146	339,335	307,104	278,513	252,612	228,896	207,747	189,195	172,721	157,888	144,210	131,293	119,058	107,568	96,744	86,642	76,839
0	略	931,280	1,00	100	1,000	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
1	略	833,710	1,04	100	900	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
2	略	740,373	1,08	88	800	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24			
3	67,886	657,199	1,12	73	712	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24				
4	56,906	583,428	1,16	68	634	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24					
5	45,866	519,719	1,20	57	566	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24						
6	37,912	465,358	1,24	49	509	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24							
7	31,990	417,900	1,28	43	460	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24								
8	27,183	376,146	1,32	38	417	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24									
9	22,699	339,335	1,36	33	379	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24										
10	19,180	307,104	1,40	29	346	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24											
11	16,534	278,513	1,44	26	317	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24												
12	14,676	252,612	1,48	24	291	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24													
13	12,935	228,896	1,52	22	267	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24														
14	10,742	207,747	1,56	19	245	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24															
15	9,241	189,195	1,60	17	226	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																
16	7,840	172,721	1,64	15	209	16	17	18	19	20	21	22	23	24																	
17	7,036	157,888	1,68	14	194	17	18	19	20	21	22	23	24																		
18	6,282	144,210	1,72	13	180	18	19	20	21	22	23	24																			
19	6,041	131,293	1,76	13	167	19	20	21	22	23	24																				
20	5,363	119,058	1,80	12	154	20	21	22	23	24																					
21	5,155	107,568	1,84	12	142	21	22	23	24																						
22	4,544	96,744	1,88	11	130	22	23	24																							
23	4,369	86,642	1,92	11	119	23	24																								
24	4,201	76,839	1,96	11	108	24																									
25	3,672	67,672	2,00	10	97	25	26	27	28	29																					
26	3,531	59,191	2,04	10	87	26	27	28	29																						
27	3,395	50,993	2,08	10	77	27	28	29																							
28	3,265	43,076	2,12	10	67	28	29																								
29	3,139	35,442	2,16	10	57	29																									
30	3,018	28,092	2,20	10	47	30																									
31	2,902	21,024	2,24	10	37	31																									
32	2,791	14,235	2,28	10	27	32																									
33	2,415	8,005	2,32	9	17	33																									
34	2,065	2,645	2,36	8	8	34																									
35	計	8,751,943	—	0	0	35																									

2. 脱退人員現價計算公式

第t年目に於ける脱退人員を b とし此の年に於ける脱退人員が毎月平均せるものと假定するときは第1月目に於ける脱退人員は $\frac{b}{12}$ にして脱退者に對する恩給金交付を其の月末とし一月割引き更に就職當初の現價に換算すれば $\frac{b}{12} \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{1}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$ なり

以下同様にして

$$\text{第2月に於ける脱退者の現價は } \frac{b}{12} \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{2}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

$$\text{第12月に於ける脱退者の現價は } \frac{b}{12} \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{12}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

従つて此の年の總脱退人員の現價は以上の合計即ち

$$\frac{b}{12} \times \left(\frac{1}{1+0.04 \times \frac{1}{12}} + \frac{1}{1+0.04 \times \frac{2}{12}} + \dots + \frac{1}{1+0.04 \times \frac{12}{12}} \right) \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)} = b \times 0.9789 \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

1. 給料現價計算公式

第t年目の始に於ける残存人員を a 次の第(t+1)年目の始に於ける残存人員を $(a-b)$ 第t年目に於ける給料一人當り年額を c とし、此の年に於ける脱退人員が毎月平均せるものと假定するときは

$$\text{第1月目の給料は } \frac{c}{12} \times a \left(\text{此の月に } \frac{b}{12} \text{ の脱退者あるも給料は全額支給するものとす} \right)$$

$$\text{第2月目の給料は } \frac{c}{12} \times \left(a - \frac{b}{12} \right)$$

$$\text{第3月目の給料は } \frac{c}{12} \times \left(a - \frac{2b}{12} \right)$$

此の第三月間の給料合計は $\frac{c}{12} \times \left(a + a - \frac{b}{12} + a - \frac{2b}{12} \right)$ 之を三月の末に支拂はるるものとして此の年の始の現價に換算し更に就職當初の現價に換算する爲には

$$\frac{1}{1+0.04 \times \frac{3}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)} \text{ を乗ずることを要す即ち}$$

$$\text{最初の三月分 } \frac{2}{12} \times \left(a + a - \frac{b}{12} + a - \frac{2b}{12} \right) \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{3}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

$$\text{次の } " \frac{c}{12} \times \left(a - \frac{3b}{12} + a - \frac{4b}{12} + a - \frac{5b}{12} \right) \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{6}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

$$\text{次の } " \frac{c}{12} \times \left(a - \frac{6b}{12} + a - \frac{7b}{12} + a - \frac{8b}{12} \right) \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{9}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

$$\text{最終の } " \frac{c}{12} \times \left(a - \frac{9b}{12} + a - \frac{10b}{12} + a - \frac{11b}{12} \right) \times \frac{1}{1+0.04 \times \frac{12}{12}} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

従つて此の年の總給料の現價は以上の合計即ち

$$\frac{c}{12} \times \left\{ 3a \times \left(\frac{1}{1.01} + \frac{1}{1.02} + \frac{1}{1.03} + \frac{1}{1.04} \right) - \frac{b}{12} \times \left(\frac{3}{1.01} + \frac{12}{1.02} + \frac{21}{1.03} + \frac{30}{1.04} \right) \right\} \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)} = c \times (a \times 0.9757 - b \times 0.4442) \times \left(\frac{1}{1.04}\right)^{(t-1)}$$

此の計算に於て各月の脱退人員を同數と假定したるは各年の脱退人員が漸減の傾向に在るを以て寧ろ各月の脱退人員も漸減の傾向あるものと看るべきも他面昇給の關係上残存人員の給料平均は漸増の傾向あるを以て相殺して殆ど誤差なきものと云ふことを得べし

一時金現價

二二

脫退者在職年數	一時金現價	脫退人員現價	一時金一人當	給料指數	一時金支給率	脫退者在職年數
0						0
1						1
2						2
3	18,329	67,886	0,2700	1,08	3/12	3
4	21,243	56,906	0,3733	1,12	4/12	4
5	22,167	45,866	0,4833	1,16	5/12	5
6	22,747	37,912	0,6000	1,20	6/12	6
7	23,138	31,990	0,7233	1,24	7/12	7
8	23,195	27,183	0,8533	1,28	8/12	8
9	22,472	22,699	0,9900	1,32	9/12	9
10	21,737	19,180	1,1333	1,36	10/12	10
11	21,218	16,534	1,2833	1,40	11/12	11
12	21,133	14,676	1,4400	1,44	12/12	12
13	20,739	12,935	1,6033	1,48	13/12	13
14	19,049	10,742	1,7733	1,52	14/12	14
15	18,020	9,241	1,9500	1,56	15/12	15
16	16,725	7,840	2,1333	1,60	16/12	16
計	291,912					

年金現價

年 金 現 價	脫 退 人 員 現 價	年 金 一 人 當	年 額 總 額 に 對 す る 年 額 退 隱 料 一 人 當 年 額	脫 退 者 在 職 年 數	年 金 現 價
17 53,755	7,036	7,640	14,325	0,5333	17
18 49,571	6,282	7,891	14,151	0,5576	18
19 49,180	6,041	8,141	13,976	0,5825	19
20 44,955	5,362	8,384	13,797	0,6077	20
21 44,477	5,155	8,628	13,618	0,6336	21
22 40,323	4,544	8,874	13,444	0,6601	22
23 39,819	4,369	9,114	13,269	0,6869	23
24 39,242	4,201	9,341	13,076	0,7144	24
25 35,126	3,672	9,566	12,884	0,7425	25
26 34,572	3,531	9,791	12,701	0,7709	26
27 33,998	3,395	10,014	12,518	0,8000	27
28 33,362	3,265	10,218	12,316	0,8297	28
29 32,690	3,139	10,414	12,114	0,8597	29
30 32,045	3,018	10,618	11,925	0,8904	30
31 31,388	2,902	10,816	11,735	0,9217	31
32 30,670	2,791	10,989	11,527	0,9533	32
33 26,942	2,415	11,156	11,319	0,9856	33
34 23,365	2,065	11,315	11,109	1,0185	34
計	675,480				

二三

退隱料一人當年額

二四

退 隱 料 一 人 當 年 額	給 料 (各 二 年 前 數)	退 隱 料 支 給 率	脫 退 者 在 職 年 數
0,5333	1,60	50/150	17
0,5576	1,64	51/150	18
0,5825	1,68	52/150	19
0,6077	1,72	53/150	20
0,6336	1,76	54/150	21
0,6601	1,80	55/150	22
0,6869	1,84	56/150	23
0,7144	1,88	57/150	24
0,7425	1,92	58/150	25
0,7709	1,96	59/150	26
0,8000	2,00	60/150	27
0,8297	2,04	61/150	28
0,8597	2,08	62/150	29
0,8904	2,12	63/150	30
0,9217	2,16	64/150	31
0,9533	2,20	65/150	32
0,9856	2,24	66/150	33
1,0185	2,28	67/150	34

遺族扶助料現價

同 時 給 付 假 定 扶 助 期 間 料 支 (退 隱 料 年 額 を 一 と す 右 (遺 族 扶 助 料 現 價 を 一 と す 右 (遺 族 扶 助 料 年 額)	遺 族 扶 助 料 現 價 (遺 族 扶 助 料 年 額)	事 故 發 生 の 時 に 支 於 給 付 假 定 扶 助 期 間 料 支 (年 四 回 後 拂 註 三)	時 脫 拂 退 金 者 現 死 (註 二 價 亡)	脫 退 者 假 定 年 齡 (註 二 價 亡)	脫 退 者 在 職 年 數 (註 二 價 亡)
2,1893	4,3796	8,2308	1,0	0,5321	51 17
2,1691					18
2,1483	4,2966	7,8969	9,5	0,5445	52 19
2,1246					20
2,1009	4,2017	7,5448	9	0,5569	53 21
2,0812					22
2,0616	4,1231	7,2411	8,5	0,5694	54 23
2,0247					24
1,9878	3,9755	6,8319	8	0,5819	55 25
1,9622					26
1,9367	3,8733	6,5142	7,5	0,5946	56 27
1,8930					28
1,8494	3,6988	6,0906	7	0,6073	57 29
1,8171					30
1,7848	3,5696	5,7583	6,5	0,6199	58 31
1,7337					32
1,6826	3,3652	5,3197	6	0,6326	59 33
1,6291					34
1,5755	3,1510	4,9716	5,5	0,6338	60

年金總額の退隱料年額に對する率

退隱者在職年数	年金總額に對する率	退隱料現價
17	14.325	2,1898
18	14.151	2,1691
19	13.976	2,1483
20	13.797	2,1246
21	13.618	2,1009
22	13.444	2,0812
23	13.269	2,0616
24	13.076	2,0247
25	12.884	1,9878
26	12.701	1,9622
27	12.518	1,9367
28	12.316	1,8910
29	12.114	1,8494
30	11.925	1,8171
31	11.735	1,7848
32	11.527	1,7337
33	11.319	1,6826
34	11.109	1,6291

註 一 終身前拂年金現價及死亡時拂金現價は統計局第五回生年表に於ける α 及 β を以て之に充つ。

二 退隱料及遺族扶助料の兩者共に計算を簡易ならしむる爲、在職年數二年毎に計算その中間は平均に依りたり。

三 四回後拂の計算方法に付ては退隱料に於ては終身前拂年金現價に $(\frac{0.95}{1.01} + \frac{0.95}{1.02} + \frac{0.95}{1.03} + \frac{0.95}{1.04})$ を乗じ、遺族扶助料に付ては十年、九年半等の支給期間に對し嚴密に年四回後拂として計算したり。以上の方は實際に於て退隱料及遺族扶助料の開始及終了の事故が支拂期の中間に於て起る點を考慮するときは精確なるものと云ひ得ざるも其の誤差は千分の一定程度なり。

第五 恩給期待權の引繼

恩給組合設立の時現に各町村に於て吏員の有する恩給期待權を如何に處置するかに付て實際の情況を觀るに次の如し。

一 退隱料年限に達せざる者に付ては組合に於て原則として引繼ぐを要すること。

二 引繼金としては引繼の時に退職するものと假定し當該町村の條例に基き支給せらるべき退職給與金以外に求むることは困難なること。

三 納付金は給料の○・一一五以上に引上ぐことは現在に於ては困難なること。

以上の情況に鑑み先づ第一に納付金を給料の○・一一五迄徵することとすれば前章の計算に基き當初給料一、〇〇〇、〇〇〇として納付金現價一、〇〇六、四七三恩給現價九六七、三九二にして差引三九、〇八一の餘裕あり。従つて一年の新加入吏員給料年額二〇〇、〇〇〇圓として毎年七、八一六圓の餘裕存す。

然るに引繼關係に付て現に勤務の町村に於て引續き勤務する年限を前記の引繼金を以て引繼ぐこととするときは引繼金の不足額約五四〇、〇〇〇圓に達す。引繼に要する金額は前記給料現價及恩給現價に基き在職年數一年經過毎に残存者に付て其の給料現價を以て將來の恩給と給料の○・一一五に相當する納付金との差額を除し以て要引繼金の給料に對する率として計算したり。其の詳細次の如し。

引繼金不足額

引 繼 者 給 料	要 引 繼 金 率	引 繼 年 數	千圓 0—1 以上 未滿
	6.6	0.018	367.7
	47.2	0.140	337.1
	78.2	0.278	281.3
	104.7	0.419	249.9
	98.9	0.559	177.0
	89.0	0.706	126.1
	74.6	0.861	86.6
	81.4	1.024	79.5
	78.7	1.196	65.8
	92.8	1.379	67.3
	53.3	1.572	33.9
	86.5	1.777	48.7
	61.5	1.997	30.8
	71.9	2.233	32.2
	62.4	2.485	25.1
	21.5	2.751	7.8
	2.4	3.031	0.8
	572.4	1111.6	2017.6
差額	539.2		計

註 一 本調査は組合加入を決議せる二五五町村に付ての調査なり。
 二 要引繼金は次に記載する如く引繼年數一年毎に計算の上各年の中間平均を採用せり。
 三 引繼金は退職給與金なるが退職給與金在職一年に付給料一月分以上支給の町村に關しては一月分として計算せり。

要引繼金の給料に對する率

要 引 繼 金 率	員 年 給 首 料 殘 現 存 價 人	將 來 に 於 ける 納 付	恩 將 給 來 に 於 ける 納 付	將 來 に 於 ける 納 付	將 來 に 於 ける 納 付	經 過 年 數
0 0.0391	1,000,000	39,801	1,006,473	967,392	0	0
1 0.0756	900,000	68,016	899,376	967,392	1	1
2 0.2052	798,816	163,893	803,499	967,392	2	2
3 0.3513	708,924	249,036	718,356	967,392	3	3
4 0.4872	628,655	306,285	642,778	949,063	4	4
5 0.6208	558,257	352,136	575,684	927,820	5	5
6 0.7813	498,810	389,737	515,916	905,653	6	6
7 0.9398	447,442	420,506	462,400	882,906	7	7
8 1.1075	402,201	445,437	414,331	859,768	8	8
9 1.2854	362,142	465,499	371,074	836,573	9	9
10 1.4731	327,240	482,050	332,051	814,101	10	10
11 1.6715	296,522	495,630	296,734	792,364	11	11
12 1.8827	269,003	506,441	264,705	771,146	12	12
13 2.1103	243,739	514,358	235,655	750,013	13	13
14 2.3557	220,713	519,942	209,332	729,274	14	14
15 2.6137	200,783	524,784	185,441	710,225	15	15
16 2.8881	183,002	528,521	163,684	692,205	16	16
17 3.1776	167,317	531,659	143,821	675,480	17	17

註 一 将來に於ける納付金現價累計は給料現價を累計し〇・一一五を乗じて算出せり。
 二 年首殘存人員給料現價は年首殘存人員と給料指數及現價率を乗じて算出せり。
 三 要引繼金率は將來に於ける納付金の恩給に對する不足額の給料に對する比率なり。
 併し乍ら以上を以てするときは引繼金の不足額多額なるを以て引繼者に付て次の如き條件を附して引繼金の不足額を可及的に減少せしめんとす。
 一 引繼年數は引繼金を引繼の時に於ける給料一月分を以て除したる數とすること。

二 引繼金は其の町村に於て引繼の時退職するものとして計算せられたる退職給與金とすること。（在職一年に付給料一月分以上支給する町村に於ては一月分として計算す）

三 引繼者に對する退隱料は四年引繼者在職十七年にて退職したるときは給料年額の百五十分の四十九、引繼年數一年を加ふる毎に百五十分の一を減じ在職年數一年を加ふる毎に百五十分の一を加算すること。

右の條件に基く計算は別表に示すが如くにして組合加入申請の二五五町村の吏員の要引繼金七九八、七五四圓、引繼年數五七二、三六七圓、差引き引繼金不足額二二六、三八七圓なり。而して設立と同時に引繼年數なしに加入する吏員の給料年額約三五〇、〇〇〇圓として、是等の者に付て生すべき納付金の餘裕を現價に換算すれば、一三、六七八圓にして之を差引くときは不足額二一二、七〇九圓とす。此の程度の不足金なれば毎年の新加入吏員より生ずる納付金の餘裕を以て略其の利子額は補給することを得べし。

要引繼金及引繼金不足額

一 退職給與金在職一年に付給料一月分以上支給の町村吏員

引 繼 金	要 引 繼 者 給 料	引 繼 年 數	引 繼 者 給 料										
561	0.0183	30,660	0.5	22,193	0.0756	293,556	1	50,166	0.2052	244,476	2	80,906	0.3513
210	0.0412	5,100	0.7	50,166	0.2052	244,476	2	18,552	0.2052	230,304	3	72,482	0.4683
153	0.0469	3,264	0.75	80,906	0.3513	103,212	4	2,280	0.2198	154,776	5	60,720	0.5883
243	0.0527	4,560	0.8	72,482	0.4683	76,860	6	18,072	0.2052	54,571	0.7100	57,162	0.8338
2,071	0.0756	27,396	1	60,720	0.5883	68,556	7	2,040	0.3026	55,175	0.9601	58,134	1.0389
451	0.1274	3,540	1.4	54,571	0.7100	53,388	8	1,728	0.2636	32,865	1.2194	37,926	1.4859
2,096	0.1404	14,928	1.5	55,175	0.9601	41,172	9	18,072	0.2052	55,648	1.3516	46,629	1.6238
839	0.1534	5,472	1.6	32,865	1.2194	26,952	10	2,040	0.3026	33,164	1.7648	33,164	1.7648
3,807	0.2052	18,552	2	55,648	1.3516	41,172	11	516	0.3221	9,669	1.9050	9,669	1.9050
501	0.2198	2,280	2.1	37,926	1.4859	25,524	12	6,480	0.3513	1,718	2.0457	1,718	2.0457
456	0.2636	1,728	2.4	46,629	1.6238	28,716	13	1,776	0.3785	520,392	729,128	840	16
5,029	0.2783	18,072	2.5	33,164	1.7648	18,792	14	660	0.3966	—	—	1,429,680	計
617	0.3026	2,040	2.6	9,669	1.9050	5,088	15	9,276	0.4193	208,736	不 足	208,736	不 足
166	0.3221	516	2.8	1,718	2.0457	840	16	8,076	0.4683	51,975	69,626	51,975	69,626
2,276	0.3513	6,480	3	1,429,680	計	17,651	不 足	1,716	0.4965	220,332	220,332	220,332	220,332
672	0.3785	1,776	3.2					600	0.8102	51,975	69,626	51,975	69,626
262	0.3966	660	3.3					780	0.8227	983	1,2223	983	1,2223
3,389	0.4193	9,276	3.5					4,632	0.8338	1,175	1,3055	1,175	1,3055
3,782	0.4683	8,076	4					1,428	0.8649	1,165	1,3873	1,165	1,3873
852	0.4965	1,716	4.2					1,524	0.9117	1,426	1,4859	1,426	1,4859
5,549	0.5389	10,296	4.5					720	0.9429	1,175	1,3055	1,175	1,3055
742	0.5624	1,320	4.6					720	0.9601	1,165	1,3873	1,165	1,3873
1,186	0.5813	2,040	4.8					720	1.0236	1,426	1,4859	1,426	1,4859
2,930	0.5883	4,980	5					720	1.0871	1,175	1,3055	1,175	1,3055
3,998	0.6611	6,048	5.5					780	1.1890	1,165	1,3873	1,165	1,3873
2,213	0.6756	3,276	5.6					804	1.2223	1,426	1,4859	1,426	1,4859
2,863	0.7100	4,032	6					900	1.3055	1,175	1,3055	1,175	1,3055
417	0.7551	552	6.3					840	1.3873	1,426	1,4859	1,426	1,4859
1,090	0.7701	1,416	6.4					960	1.4859	1,175	1,3055	1,175	1,3055
2,732	0.7852	3,480	6.5					1,392	1.1890	1,165	1,3873	1,165	1,3873
486	0.8102	600	6.6					220,332	220,332	1,426	1,4859	1,426	1,4859
642	0.8227	780	6.75					220,332	220,332	1,175	1,3055	1,175	1,3055
3,862	0.8338	4,632	7					220,332	220,332	1,165	1,3873	1,165	1,3873
1,235	0.8649	1,428	7.2					220,332	220,332	1,426	1,4859	1,426	1,4859
1,389	0.9117	1,524	7.5					220,332	220,332	1,175	1,3055	1,175	1,3055
679	0.9429	720	7.7					220,332	220,332	1,165	1,3873	1,165	1,3873
691	0.9601	720	8					220,332	220,332	1,426	1,4859	1,426	1,4859
737	1.0236	720	8.4					220,332	220,332	1,175	1,3055	1,175	1,3055
848	1.0871	780	8.8					220,332	220,332	1,165	1,3873	1,165	1,3873
1,655	1.1890	1,392	9.6					220,332	220,332	1,426	1,4859	1,426	1,4859
983	1.2223	804	9.8					220,332	220,332	1,175	1,3055	1,175	1,3055
1,175	1.3055	900	10.5					220,332	220,332	1,165	1,3873	1,165	1,3873
1,165	1.3873	840	11.2					220,332	220,332	1,426	1,4859	1,426	1,4859
1,426	1.4859	960	12					220,332	220,332	1,175	1,3055	1,175	1,3055
51,975	69,626	—	計										
不 足	17,651												

註 本調査には組合加入を決議せざる町村吏員を除きたり。次表亦同じ

二 退職給與金在職一年に付給料一月分未満支給の町村吏員

三 通 計
要引繼金七九八、七五四圓、引繼金五七二、三六七圓、差引不足額二二六、三八七圓なり。

要引繼金の給料に対する率

三二

年 過 年 數	要 引 繼 金 率	現 價 現 金 首 殘 存 人 員 給 料	將 來 に 於 ける 納 付	將 來 に 於 ける 恩 給	現 價 累 計	年 過 年 數
0	—	0.0391	1,000,000	— 59,081	1,006,473	967,392 0
1	0.0756	900,000	68,016	899,376	967,392 1	
2	0.2052	798,816	163,893	803,499	967,392 2	
3	0.3513	708,924	249,036	718,356	967,392 3	
4	0.4683	628,655	294,427	642,778	937,205 4	
5	0.5883	558,257	328,421	575,684	904,105 5	
6	0.7100	498,810	354,164	515,916	870,080 6	
7	0.8338	447,442	373,075	462,400	835,475 7	
8	0.9601	402,201	386,148	414,331	800,479 8	
9	1.0889	362,142	394,353	371,074	765,427 9	
10	1.2194	327,240	399,046	332,051	731,097 10	
11	1.3516	296,522	400,768	296,734	697,502 11	
12	1.4859	269,003	399,722	264,705	664,427 12	
13	1.6238	243,739	395,781	235,655	631,436 13	
14	1.7648	220,713	389,507	209,332	598,839 14	
15	1.9050	200,783	382,492	185,441	567,933 15	
16	2.0457	183,002	374,371	163,684	538,055 16	

註 恩給現價累計は四年以上経過の者に付ては年金の支給率を減じたる結果を掲げたり。減額計算は次表に示す。

年金支給率引下による年金現價の減額

年 金 引 下 額 現 價	年 金 引 下 率	年 金 現 價	年 過 年 數
1,075.1	1/50	53,755	17
972.0	1/51	49,571	18
945.8	1/52	49,180	19
848.2	1/53	44,955	20
823.6	1/54	44,477	21
733.1	1/55	40,323	22
711.1	1/56	39,819	23
688.5	1/57	39,242	24
605.6	1/58	35,126	25
586.0	1/59	34,572	26
566.6	1/60	33,998	27
546.9	1/61	33,362	28
527.3	1/62	32,690	29
508.7	1/63	32,045	30
490.4	1/64	31,388	31
471.9	1/65	30,670	32
408.2	1/66	26,942	33
348.7	1/67	23,365	34
11,857.7	—	675,480	計

年金支給率引下の場合の恩給現價累計

註 右は四年引繼者に對する年金引下額なり、四年以上引繼年數一年を加ふる毎に引下額は右の一倍を加ふることとなる。

年 金 引 下 額 現 價	年 金 引 下 率	年 金 現 價	年 過 年 數
—	—	967,392	3
937,205	11,858	949,063	4
904,105	23,715	927,820	5
870,080	35,573	905,653	6
835,475	47,431	882,906	7
800,479	59,289	859,768	8
765,427	71,146	836,573	9
731,097	83,004	814,101	10
697,502	94,862	792,364	11
664,427	106,719	771,146	12
631,436	118,577	750,013	13
598,839	130,435	729,274	14
567,933	142,292	710,225	15
538,055	154,150	692,205	16
—	—	675,480	17

第六 結論

之を要するに恩給組合財政の基礎計算前述したる如くにして、最も複雑なる現在吏員の期待権引繼關係に於ても一定の條件を以てせば、將來新採用吏員より生ずる餘裕金を以て引繼金の不足額に對する略利子額を補給し得べく、從つて吏員給料の〇・一一五の財源を以てして將來組合の財政を維持することを得べし。但し引繼關係に於ては尙幾多問題あるべきも引繼金の不足額を之以上増大せしむるときは組合財政上極めて危險なるを以て、之を増大せしめざる方針を以て處置を要す。

附錄二

町村吏員恩給組合財政計劃書

田林中央恩賜組合財政計画書

附録二

恩給組合財政計画書

恩給組合財政計畫の基礎に於て述べたる所に基き、將來五十年に亘る財政計畫書を作成したる結果は別表の如し。

本計畫書の作成に當り先づ第一に考慮されるべきは、將來に於ける吏員給料の増加額とす。之を多額に見込むことは現在の收入を増加することとなるを以て最少限度に於て豫想することとし、最初は組合加入町村の吏員にして退職料の受給權を有する等の理由に依り組合の計算外に在る吏員相當あり、之が退職の補充者は組合の計算に入ることとなるを以て、組合の計算に入る吏員給料の増額を最初の十年間は毎年三、四萬圓程度とし、以後漸減して一萬圓内外の増額を原則としたり。次に豫想の困難なるは引繼關係とす。之が引繼關係に付ては、引繼の時現在に於て現に勤務する町村にて清算せらるべき退職給與金を有する者に限り、右金額を引繼金とし之を現給料月額を以て除したる數を以て引繼年數とするときは極めて簡単なるも、例外を認め、引繼をせざる者、又引繼金を増すと共に引繼年數を増す者のあることを豫想するときは、現在の資料にては推定極めて困難とす。故に本計畫に於ては計算の簡略化を期することをも併せ考慮したり。實際に於ては引繼年數と引繼金との關係に於て組合財政に更に安全性を要求しつゝあることは附錄一にて述べたる通りとす。第三に組合納付金に付て給料の〇・一一五に相當すべき金額を必要とすること前述の通りなるが、實際問題として觀るとき、町村の納付金の内公有林特別交付金を財源とするものに關し、吏員給料の増額に伴ひ公有林特別交付金が増額せられ、常に大體に於て吏員給料の〇・〇一五に相當するときは問題なきも、若し之が増額せられざるときは、町村純負擔の納付金に於て増率の要あり。今、公有林特別交付金を本年四月一日の資料を基礎として組合加入町村に配當せらるゝ額の計算をするときは、組合加入吏員給料の約〇・〇一七に相當す。從つて精確に云ふときは町村純負

拝納付金を減率しても可なるも、將來増率せざるべからざるに至るべきを以て、本計畫書に於ては公有林特別交付金は増額せられざるものとして、最初の十五年間は町村純負擔納付金〇・〇八、次の五年間は〇・〇八一、次の十年間は〇・〇八二、次の二十年間は〇・〇八三の比率を給料に對し持つこととしたり。以上を通じて觀るときは納付金の比率は給料の〇・一一五に相當す。

尙本計畫書は本年四月一日組合設立として計算したり。

恩賜聯合樹造林計畫

財政計畫（其の一）

積立金年度末額	残 收 支 差 引	事 務 費	恩 給 金	支 出 總 額	利 子	公 金 に よ る 特 別 交 付 金 付	給 料 に 比 例 す る 納 付 金	收 入 總 額	年 度	
786,723	214,356	3,000	48,428	51,428	25,966	34,768	205,050	239,818	265,784	1
1,007,924	221,201	3,000	54,569	57,569	34,506	34,768	209,496	244,264	278,770	2
1,227,937	220,063	3,000	68,614	71,614	43,158	34,768	213,751	248,519	291,677	3
1,450,068	222,081	3,000	79,364	82,364	51,828	34,768	217,849	252,617	304,445	4
1,675,279	225,211	3,000	88,776	91,776	60,598	34,768	221,621	256,389	316,987	5
1,910,246	234,967	3,000	92,264	95,264	69,622	34,768	225,841	260,609	330,231	6
2,152,358	242,112	3,000	98,553	101,553	78,976	34,768	229,921	264,689	343,665	7
2,399,373	247,015	3,000	107,069	110,069	88,567	34,768	233,747	268,515	357,082	8
2,652,478	253,105	3,000	114,443	117,443	98,373	34,768	237,407	272,175	370,548	9
2,913,337	260,859	3,000	120,147	123,147	108,451	34,768	240,787	275,555	384,006	10
3,181,204	267,867	3,000	126,821	129,821	118,818	34,768	244,102	278,870	397,688	11
3,455,493	274,289	3,000	134,185	137,185	129,449	34,768	247,257	282,025	411,474	12
3,737,139	281,646	3,000	140,711	143,711	140,349	34,768	250,240	285,008	425,357	13
4,025,446	288,307	3,000	148,117	151,117	151,525	34,768	253,131	287,899	439,424	14
4,320,042	294,596	3,000	155,720	158,720	162,954	34,768	255,594	290,362	453,316	15
4,623,191	303,149	3,000	164,059	167,059	174,675	34,768	260,765	295,533	470,208	16
4,931,371	308,180	3,000	174,511	177,511	186,662	34,768	264,261	299,029	485,691	17
5,245,403	314,032	3,000	183,527	186,527	198,862	34,768	266,929	301,697	500,559	18
5,551,229	305,826	3,000	206,003	209,003	211,016	34,768	269,045	303,813	514,829	19
5,846,898	295,669	3,000	229,757	232,757	222,810	34,768	270,848	305,616	528,426	20
6,133,663	286,765	3,000	254,643	257,643	234,230	34,768	275,410	310,178	544,408	21
6,407,280	273,617	3,000	281,140	284,140	245,219	34,768	277,770	312,538	557,757	22
6,664,698	257,418	3,000	308,140	311,140	255,632	34,768	278,158	312,926	568,558	23
6,905,341	240,643	3,000	336,007	339,007	265,397	34,768	279,485	314,253	579,650	24
7,126,538	221,197	3,000	365,146	368,146	274,453	34,768	280,122	314,890	589,343	25
7,327,219	200,681	3,000	395,039	398,039	282,725	34,768	281,227	315,995	598,720	26
7,507,407	180,188	3,000	423,804	426,804	290,193	34,768	282,031	316,779	606,992	27
7,665,258	157,851	3,000	454,133	457,133	296,821	34,768	283,395	318,163	614,984	28
7,800,916	135,658	3,000	482,701	485,701	302,577	34,768	284,014	318,782	621,359	29
7,915,050	114,134	3,000	509,799	512,799	307,474	34,768	284,691	319,459	626,933	30

財政計画（其の二）

四〇

積立金年度末額	利子	支出額	恩給額	事務費	残收支差引	年 度	収入総額	
							納付金	公有林特別交付金による納付金に比例する給料に金による納付金額
8,011,168	96,118	3,000,535,555	538,555	311,598	34,768,288,307	323,075	634,673	31
8,087,038	75,870	3,000,560,512	563,512	314,969	34,768,289,645	324,413	639,382	32
8,145,890	58,852	3,000,581,614	584,614	317,611	34,768,291,087	325,855	643,466	33
8,189,964	44,074	3,000,599,894	602,894	319,629	34,768,292,571	327,339	646,968	34
8,221,119	31,155	3,000,616,002	619,002	321,104	34,768,294,285	329,053	650,157	35
8,243,189	22,070	3,000,628,036	631,036	322,148	34,768,296,190	330,958	653,106	36
8,257,868	14,679	3,000,637,996	640,996	322,868	34,768,298,039	332,807	655,675	37
8,266,601	8,733	3,000,646,191	649,191	323,327	34,768,299,829	334,597	657,924	38
8,272,083	5,482	3,000,651,416	654,416	323,607	34,768,301,523	336,291	659,898	39
8,274,754	2,671	3,000,656,099	659,099	323,766	34,768,303,226	338,004	661,770	40
8,276,707	1,953	3,000,658,468	661,468	323,857	34,768,304,796	339,564	663,421	41
8,277,254	547	3,000,661,337	664,337	323,906	34,768,306,210	340,978	664,884	42
8,278,423	1,169	3,000,662,011	665,011	323,940	34,768,307,472	342,240	666,180	43
8,280,737	2,314	3,000,662,174	665,174	324,007	34,768,308,713	343,481	667,488	44
8,285,397	4,660	3,000,661,196	664,196	324,144	34,768,309,944	344,712	668,856	45
8,292,066	6,669	3,000,660,515	663,515	324,366	34,768,311,050	345,818	670,184	46
8,300,975	8,909	3,000,659,555	662,555	324,672	34,768,312,024	346,792	671,464	47
8,311,831	10,856	3,000,658,891	661,891	325,060	34,768,312,919	347,687	672,747	48
8,323,702	11,871	3,000,659,116	662,116	325,505	34,768,313,714	348,482	673,987	49
8,335,816	12,114	3,000,660,043	663,043	325,976	34,768,314,413	349,181	675,157	50

財政計算説明

- 一 新就職吏員の初任給平均は年額五四〇圓とし、最初の十五年間は毎年度の新就職者三六〇人、次の五年間は三八〇人、次の五年間は四〇〇人、次の五年間は四二〇人、以後は四四〇人として計算したり。
- 二 吏員の残存率に付ては附録一にて述べたる一年毎の残存率の各年の中間平均を以て、一年度間の就職者の翌年度以降各年度始に於ける残存率として計算したり。引繼者に付ても之に倣ひたり
- 三 吏員の給料は毎年度平均給料、初任給平均の四分宛増加するものとして計算したり。
- 四 恩給の計算に付ても附録一にて述べたる所に依りたるが、計算を簡易ならしむる爲、退隱料支給期間は十四年、遺族扶助料に付ては八年としたり。此の十四年及八年の期間は附録一にて述べたる所の平均期間なり。
- 五 組合設立の際の引繼金五七二、三六七圓は積立金に繰入れ、以後毎年度残金に全部積立金に繰入るものとしたり。
- 六 積立金より生ずる利子は年四分とし、年度内納付金中給料に比例する納付金額が年度内總支出を超ゆるときは、その超過額の二分の金利を見込み、總支出額に達せざるときは不足額の二分の金利を積立金利子より控除したり。
- 七 紙料額及恩給額の計算内訳を記せば別表の通りとす。

計	31-50 吏年 員度 加入	16-30 吏年 員度 加入	1-15 吏年 員度 加入	引 織 吏 員	年 度
2,799,103	115,295	1,941,437	664,650	77,721	31
2,812,094	338,699	1,811,418	614,061	47,916	32
2,826,095	545,852	1,692,422	562,480	25,341	33
2,840,503	737,029	1,584,153	509,726	9,595	34
2,857,145	913,235	1,485,616	456,625	1,669	35
2,875,640	1,076,272	1,395,457	403,911	—	36
2,893,591	1,227,602	1,312,950	353,039	—	37
2,910,963	1,368,469	1,237,372	305,122	—	38
2,927,414	1,500,194	1,166,888	260,332	—	39
2,944,046	1,623,647	1,101,556	218,843	—	40
2,959,188	1,739,769	1,038,592	180,827	—	41
2,972,915	1,849,022	977,436	146,457	—	42
2,985,166	1,952,119	917,590	115,457	—	43
2,997,219	2,049,302	860,164	87,753	—	44
3,009,174	2,141,039	804,410	63,725	—	45
3,019,910	2,227,698	748,921	43,291	—	46
3,029,362	2,309,882	692,640	26,840	—	47
3,038,051	2,387,720	636,049	14,282	—	48
3,045,776	2,461,745	578,017	6,014	—	49
3,052,559	2,532,360	518,773	1,426	—	50

給
料
額
(其の二)

計	16-30 吏年 員度 加入	1-15 吏年 員度 加入	引 織 吏 員	年 度
2,050,505	—	94,338	1,956,167	1
2,094,964	—	277,139	1,817,825	2
2,137,514	—	446,500	1,691,014	3
2,178,495	—	602,720	1,575,775	4
2,216,216	—	746,855	1,469,361	5
2,258,419	—	880,278	1,378,141	6
2,299,217	—	1,004,355	1,294,862	7
2,337,477	—	1,119,924	1,217,553	8
2,374,079	—	1,227,623	1,146,451	9
2,407,874	—	1,328,603	1,079,266	10
2,441,023	—	1,423,864	1,017,159	11
2,472,571	—	1,513,288	959,283	12
2,502,407	—	1,597,124	905,283	13
2,531,317	—	1,676,167	855,150	14
2,555,945	—	1,750,972	804,973	15
2,581,841	99,596	1,727,309	754,956	16
2,616,451	298,158	1,611,548	706,745	17
2,642,866	476,909	1,506,326	659,631	18
2,663,816	641,898	1,411,128	610,790	19
2,681,673	794,238	1,324,682	562,753	20
2,700,103	940,092	1,245,399	514,612	21
2,723,238	1,075,079	1,172,194	475,965	22
2,727,041	1,206,257	1,104,542	416,242	23
2,740,052	1,328,619	1,041,628	369,805	24
2,746,295	1,442,937	982,137	321,221	25
2,757,129	1,555,851	924,897	276,381	26
2,765,019	1,667,515	869,843	227,661	27
2,778,391	1,772,459	817,007	188,925	28
2,784,457	1,870,935	765,668	147,854	29
2,791,096	1,963,739	714,891	112,466	30

給
料
額
(其の一)

計	遺族扶助料	退隠料	年金	一時金	年度
535,555	35,538	409,739	445,277	90,278	31
560,512	43,199	424,983	468,182	92,330	32
581,614	52,246	435,529	487,775	93,839	33
599,894	61,291	443,720	504,661	95,233	34
616,002	70,455	448,730	519,185	96,817	35
628,036	79,956	450,456	530,412	97,624	36
637,996	88,754	451,033	539,787	98,209	37
646,191	96,462	450,788	547,250	98,941	38
651,416	103,702	449,177	552,879	98,537	39
656,099	110,084	446,567	556,651	99,448	40
658,458	115,182	443,265	558,447	100,021	41
661,337	120,021	439,535	559,556	101,781	42
662,011	124,327	435,903	560,230	101,781	43
662,174	127,823	431,749	559,572	102,602	44
661,196	131,196	426,898	558,094	103,102	45
660,515	133,882	423,026	556,908	103,607	46
659,555	135,103	420,845	555,948	103,607	47
658,891	135,084	420,200	555,284	103,607	48
659,116	133,727	421,782	555,509	103,607	49
660,043	131,481	424,955	556,436	103,607	50

イ恩給年總額（其の二）

計	遺族扶助料	退隠料	年金	一時金	年度
48,428	—	—	—	48,428	1
54,569	—	—	—	54,569	2
68,614	—	112	112	68,502	3
79,364	—	450	450	78,914	4
88,776	—	1,283	1,283	87,493	5
92,264	—	2,395	2,395	89,869	6
98,553	—	4,176	4,176	94,377	7
107,069	—	6,618	6,618	100,451	8
114,443	—	9,570	9,570	104,873	9
120,147	—	13,575	13,575	106,572	10
126,821	—	18,228	18,228	108,593	11
134,185	—	24,099	24,099	110,086	12
140,711	—	31,089	31,089	109,622	13
148,117	—	39,510	39,510	108,607	14
155,720	—	50,388	50,388	105,323	15
164,059	—	64,270	64,270	99,789	16
174,511	56	80,528	80,584	93,927	17
183,527	225	99,516	99,741	83,786	18
206,003	642	121,430	122,072	83,931	19
229,757	1,199	144,280	145,479	84,278	20
254,643	2,087	167,816	169,903	84,740	21
281,140	3,310	192,798	196,108	85,032	22
308,140	4,787	218,321	223,108	85,032	23
336,007	6,790	243,614	250,404	85,603	24
365,146	9,060	269,811	278,871	86,275	25
395,039	11,827	296,131	307,958	87,081	26
423,804	14,906	322,182	337,088	86,716	27
454,133	18,560	347,402	365,962	88,171	28
482,701	23,109	370,455	393,564	89,137	29
509,799	28,829	390,988	419,817	89,982	30

イ恩給年總額（其の一）

□ 一時金支給額

四六

計	31—50 入年 吏員加	16—30 入年 吏員加	1—15 入年 吏員加	引 繼 吏 員	年 度
48,428	—	—	—	48,428	1
54,569	—	—	—	54,569	2
68,502	—	—	—	68,502	3
78,914	—	—	2,183	76,731	4
87,493	—	—	6,695	80,798	5
89,869	—	—	11,784	78,085	6
94,377	—	—	17,342	77,035	7
100,451	—	—	23,416	77,035	8
104,873	—	—	29,802	75,071	9
106,572	—	—	35,774	70,798	10
108,593	—	—	42,080	66,513	11
110,086	—	—	49,313	60,773	12
109,622	—	—	55,976	53,646	13
108,607	—	—	62,550	46,057	14
105,332	—	—	68,932	36,400	15
99,789	—	—	75,969	23,820	16
93,927	—	—	81,482	12,445	17
83,786	—	—	83,786	—	18
83,931	—	—	81,603	—	19
84,278	—	—	7,187	77,091	—
84,740	—	—	12,738	72,002	—
85,032	—	—	18,588	66,444	—
85,032	—	—	24,662	60,370	—
85,603	—	—	31,619	53,984	—
86,275	—	—	38,263	48,012	—
87,081	—	—	45,375	41,706	—
86,716	—	—	52,243	34,473	—
88,171	—	—	60,361	27,810	—
89,137	—	—	67,901	21,236	—
89,982	—	—	75,128	14,854	—
90,278	—	—	82,461	7,817	—
92,330	—	—	90,026	2,304	—
93,839	—	—	93,839	—	—
95,233	2,765	—	92,468	—	—
96,817	8,319	—	88,498	—	—
97,624	14,632	—	82,992	—	—
98,209	21,652	—	76,557	—	—
98,941	28,798	—	70,143	—	—
98,537	36,460	—	62,077	—	—
99,448	43,926	—	55,522	—	—
100,021	51,952	—	48,069	—	—
101,781	59,842	—	41,939	—	—
101,781	67,977	—	33,804	—	—
102,602	76,186	—	26,416	—	—
103,102	84,391	—	18,711	—	—
103,607	92,433	—	11,174	—	—
103,607	100,151	—	3,456	—	—
103,607	103,607	—	—	—	—
103,607	103,607	—	—	—	—
103,607	103,607	—	—	—	—

八 運賃料支給額

支年 給度 額內	右差 引額	額給年 終度了 年支	額給年 開度始 年支	在年 度額 始現	年 度
112	224	—	224	—	3
450	451	—	451	224	4
1,283	1,215	—	1,215	675	5
2,395	1,010	—	1,010	1,890	6
4,176	2,552	—	2,552	2,900	7
6,618	2,331	—	2,331	5,452	8
9,570	3,573	—	3,573	7,783	9
13,575	4,438	—	4,438	11,356	10
18,228	4,867	—	4,867	15,794	11
24,099	6,875	—	6,875	20,661	12
31,089	7,106	—	7,106	27,536	13
39,510	9,735	—	9,735	34,642	14
50,388	12,021	—	12,021	44,377	15
64,270	15,743	—	15,743	56,398	16
80,528	16,773	224	16,997	72,141	17
99,516	21,204	451	21,655	88,914	18
121,430	22,623	1,215	23,838	110,118	19
144,280	23,077	1,010	24,087	132,741	20
167,816	23,996	2,552	26,548	155,818	21
192,798	25,967	2,331	28,298	179,814	22
218,321	25,080	3,573	28,653	205,781	23
243,614	25,506	4,438	29,944	230,861	24
269,811	26,888	4,867	31,755	256,367	25
296,131	25,752	6,875	32,627	283,255	26
332,182	26,349	7,106	33,455	309,007	27
347,402	24,091	9,735	33,826	335,356	28
370,455	22,015	12,021	34,036	359,447	29
390,988	19,051	15,743	34,794	381,462	30
409,739	18,452	16,997	35,449	400,513	31
424,983	12,035	21,655	33,690	418,965	32
435,529	9,057	23,838	32,895	431,000	33
443,720	7,325	24,087	31,412	440,057	34
448,780	2,696	26,548	29,244	447,382	35
450,456	755	28,298	29,053	450,078	36
451,033	400	28,653	29,053	450,833	37
450,788	891	29,944	29,053	451,233	38
449,177	2,331	31,755	29,424	450,342	39
446,567	2,888	32,627	29,739	448,011	40
443,265	3,716	33,455	29,739	445,123	41
439,535	3,744	33,826	30,082	441,407	42
435,903	3,521	34,036	30,515	437,663	43
431,749	4,787	34,794	30,007	434,442	44
426,898	4,915	35,449	30,534	429,355	45
423,026	2,828	33,690	30,862	424,440	46
420,845	1,534	32,895	31,361	421,612	47
420,200	244	31,412	31,656	420,078	48
421,782	2,920	29,244	32,164	420,322	49
424,955	3,426	29,053	32,479	423,242	50

• 二 遺族扶助料支給額

四八

年 度	年度始現在年額	年度内支給開始年額	年度内支給終了年額	右 差 引 額	年度内支給額
17	—	112	112	56	56
18	112	226	226	225	225
19	338	608	608	642	642
20	946	505	505	1,199	1,199
21	1,451	1,276	1,276	2,087	2,087
22	2,727	1,166	1,166	3,310	3,310
23	3,893	1,787	1,787	4,787	4,787
24	5,680	2,219	2,219	6,790	6,790
25	7,899	2,434	2,434	9,060	9,060
26	10,221	3,438	3,438	11,827	11,827
27	13,433	3,553	3,553	14,906	14,906
28	16,378	4,868	4,868	18,560	18,560
29	20,741	6,011	6,011	23,109	23,109
30	25,476	7,872	7,872	28,829	28,829
31	32,182	8,499	8,499	35,538	35,538
32	38,894	10,828	10,828	43,199	43,199
33	47,503	11,919	11,919	52,246	52,246
34	56,988	12,044	12,044	61,291	61,291
35	65,594	13,274	13,274	70,455	70,455
36	75,315	14,149	14,149	79,956	79,956
37	84,596	14,327	14,327	88,754	88,754
38	92,912	14,972	14,972	96,462	96,462
39	100,012	15,878	15,878	103,702	103,702
40	107,391	16,314	16,314	110,084	110,084
41	112,777	16,728	16,728	115,182	115,182
42	117,586	16,913	16,913	120,021	120,021
43	122,455	17,018	17,018	124,327	124,327
44	126,199	17,397	17,397	127,823	127,823
45	129,447	17,725	17,725	131,196	131,196
46	132,945	16,845	16,845	133,882	133,882
47	134,818	16,448	16,448	135,103	135,103
48	135,388	15,706	15,706	135,084	135,084
49	134,780	14,622	14,622	133,727	133,727
50	132,674	14,527	14,527	131,481	131,481

昭和十二年八月一日印刷
昭和十二年八月六日發行

(非賣品)

札幌市北一條西十九丁目

編輯兼發行人

長野市岡田町一七六番地

印 刷 人

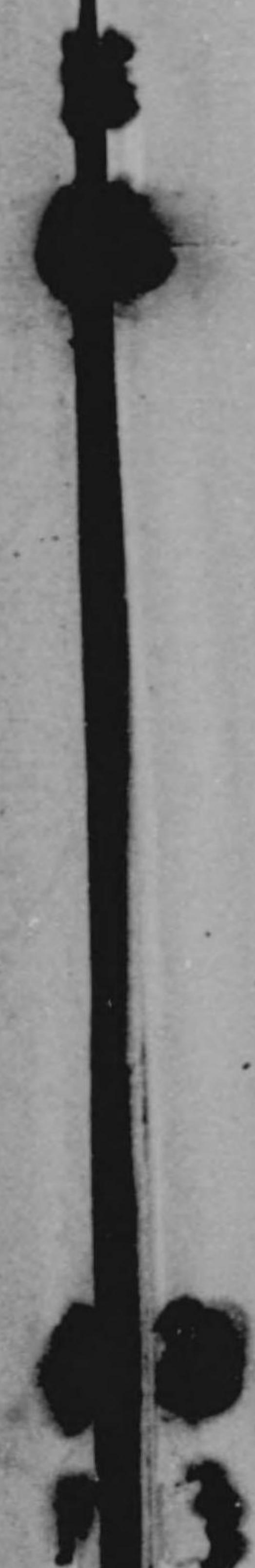
高 井 幸 重 次
田 中 喜 重 郎

印 刷 所

大日本法令出版株式會社
北海道地方課內

發 行 所
北 海 道 自 治 協 會

379
491



書道會

